

# ○熊本県警察職員の健康管理に関する訓令

平成13年2月20日

本部訓令甲第3号

熊本県警察職員の健康管理に関する訓令(昭和50年熊本県警察本部訓令甲第8号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 熊本県警察職員(以下「職員」という。)の健康管理については、別に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(熊本県警察職員情報総合管理システムによる管理)

第2条 熊本県警察本部厚生課長(以下「厚生課長」という。)は次に掲げる事項を熊本県警察職員の人事記録の取扱いに関する訓令(平成20年熊本県警察本部訓令第7号)第2条第2号に規定する熊本県警察職員情報総合管理システム(以下「職員情報システム」という。)により管理するものとする。

- (1) 健康診断の結果等に関すること。
- (2) 保健指導の結果等に関すること。
- (3) 健康管理指導区分に関すること。
- (4) 予防接種に関すること。
- (5) 傷病休暇者等に関すること。
- (6) 過重労働による健康障害防止に関すること。

(指導区分の指定)

第3条 熊本県警察本部長(以下「警察本部長」という。)は、健康診断の結果、勤務の制限等を行う必要があると認めるときは、別表の指導区分欄に掲げる区分に応じて指導区分の指定を行うものとする。

2 警察本部長は、前項の指定を行う場合において、第7条第1項に規定する審査会の審査が必要であると認めるときは、健康診断の結果を添えて、審査を求めることができる。

(指導区分の指定の通知)

第4条 警察本部長は、前条第1項の指定を行ったときは、指導区分指定等通知書(別記様式第1号)により、所属長に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた所属長は、指定をされた職員にその旨を通知するものとする。

(指導区分の指定等の申請)

第5条 所属長は、所属の職員に関して心身の故障のため勤務の制限等を行う必要があると認めるとき又は病状の変化のため指導区分の変更若しくは解除が必要であると認め

るときは、指導区分指定等申請書(別記様式第2号)に当該職員に係る医師の診断書その他の心身の故障を判断することができる資料を添えて、警察本部長に申請するものとする。

(準用規定)

第6条 第3条及び第4条の規定は、前条の規定により指導区分の指定、変更又は解除(以下「指定等」という。)を行った場合について準用する。この場合において、第3条第1項中「健康診断の結果」とあるのは「申請の内容から」と、同条第2項中「健康診断の結果」とあるのは「医師の診断書その他の心身の故障を判断することができる資料」と読み替えるものとする。

(健康管理審査会の設置)

第7条 職員の健康管理に関する審査機関として、熊本県警察本部に熊本県警察職員健康管理審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 2 審査会は、警察本部長からの求めに応じ、指定等の審査その他職員の健康管理に関する事項を審査する。
- 3 審査会は、会長及び審査員若干人をもって組織し、会長は、厚生課長の職にある者をもって充てる。
- 4 審査員は、警察本部長が委嘱する医師をもって充てる。
- 5 審査会は、会長が招集する。
- 6 審査会の庶務は、熊本県警察本部厚生課において行う。

(傷病休暇者等の報告)

第8条 所属長は、7日以上連続して病気休暇若しくは年次休暇を取得している所属の職員又は心身の故障のため休職を命ぜられている所属の職員の状況を、職員情報システムに登録し、厚生課長を経由して、翌月の5日までに警察本部長に報告しなければならない。この場合において、休暇の取得期間に休日若しくは週休日が含まれ、又は接続したことで、合計の期間が7日以上連続したときも同様とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成13年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令施行の際現に改正前の熊本県警察職員の健康管理に関する訓令第10条第3項の規定により委嘱を受けている者は、改正後の熊本県警察職員の健康管理に関する訓令第6条第4項の規定により委嘱を受けた者とみなす。

(熊本県警察職員の服務に関する訓令の一部改正)

- 3 熊本県警察職員の服務に関する訓令(昭和37年熊本県警察本部訓令甲第32号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(熊本県警察の当直に関する訓令の一部改正)

- 4 熊本県警察の当直に関する訓令(昭和37年熊本県警察本部訓令甲第33号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則(令和2年6月30日本部訓令第11号)

この訓令は、令和2年7月1日から施行する。

※ 別表、別記様式 (略)